

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	宮崎県五ヶ瀬町

五ヶ瀬町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮崎県五ヶ瀬町役場農林課
所在地 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地
電話番号 0982-82-1705
FAX番号 0982-82-1722
メールアドレス nourin@town.gokase.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、カラス、サル
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	宮崎県五ヶ瀬町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稲、野菜、豆類、工芸農作物、果樹、飼料作物	11.46ha 11,587千円
イノシシ	水稲、野菜、果樹、飼料作物	15.53ha 18,216千円
カラス	野菜、豆類	0.21ha 1,003千円
サル	野菜	—

(2) 被害の傾向

①シカ

シカによる被害は1年を通して発生しており、内容としては水稲、野菜、豆類、工芸農作物、果樹及び飼料作物の食害並びに踏倒しである。生息域は町内全域に及んでいる。鞍岡地区においては農林業被害だけでなく、キレンゲショウマ、ツクシノダケ、ユキザサ及びナルコユリ等の希少植物が絶滅の危機に瀕している。

②イノシシ

イノシシによる被害は1年を通して発生しており、内容としては5～7月にかけての水稲の踏倒し、7～9月にかけての飼料用作物や水稲の食害や押倒しと、それに伴う臭いの付着による品質低下がある。また、通年での畦畔の損壊や圃場の掘起しといった作業効率の低下もある。生息域は町内全域に及んでいる。

③カラス

カラスによる被害は7～10月にかけて発生し、野菜や豆類の食害の他、ハウスビニールの損壊がある。

④サル

年に数回はぐれザルが出没し、家庭菜園に被害を与える場合がある

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
シカ	11.46ha 11,587千円	8.02ha 8,111千円
イノシシ	15.53ha 18,216千円	10.87ha 12,751千円
カラス	0.21ha 1,003千円	0.15ha 702千円
サル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町内を5地区に分け有害鳥獣捕獲班を編成するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用したくくりわなの導入や捕獲補助金の活用により有害捕獲の推進を図った。捕獲後の処理については、基本的に持ち帰り、埋設処分を行っている。	有害鳥獣捕獲班員の高齢化に伴う担い手の確保と、捕獲した獲物の有効活用を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、共同取組による防護柵設置を推進し、これまで金網柵約45km、WM柵約27km、シカネット約18km、電気柵約66kmの整備を行った。この他、県単事業を活用して、国庫事業には該当しにくい個人や圃場に対する電気柵導入を進めてきた。また、各関係機関と連携し、効果的な防護柵設置法の研修も行った。	防護柵の設置は進んでいるが、地域が一体となった防除体制及び設置後の維持管理の徹底を図る必要がある

(5) 今後の取組方針

引続き有害捕獲と防護柵設置の推進を行い、鳥獣被害に遭いにくい環境を整備していく。併せて、集落が主体となった自主的な被害防止活動や防護柵設置後の維持管理についての重要性を周知し、各種事業の効果が最大限に発揮されるよう努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西臼杵地区猟友会三ヶ所支部及び鞍岡支部の会員で構成する有害鳥獣捕獲班が、町内の農林業者等から依頼を受け、有害捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	シカ イノシシ カラス サル	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保
30	シカ イノシシ カラス サル	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保
31	シカ イノシシ カラス サル	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
宮崎県第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。
シカ・イノシシについては生活環境付近の個体を中心に捕獲する。特にシカについてはキレンゲショウマやツクシノダケ等の希少植物への被害も深刻になっていることから、森林管理署とも連携をとりながら、国有林に生息する個体についても重点的に捕獲を実施する。
カラスについては集団で飛来する個体を中心に、捕獲及び追払いを実施する。
サルについては年に数回目撃され、今後の被害が懸念されることから、必要に応じて捕獲及び追払いを実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
シカ	800	800	800
イノシシ	700	700	700
カラス	200	200	200
サル	3	3	3

捕獲等の取組内容
捕獲についてはすべての地区で対象鳥獣の銃器及びわなによる捕獲が1年を通して行える体制をとる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
シカ イノシシ	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m
シカ イノシシ	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m
シカ イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m
シカ イノシシ	シカネット 10,000m	シカネット 10,000m	シカネット 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

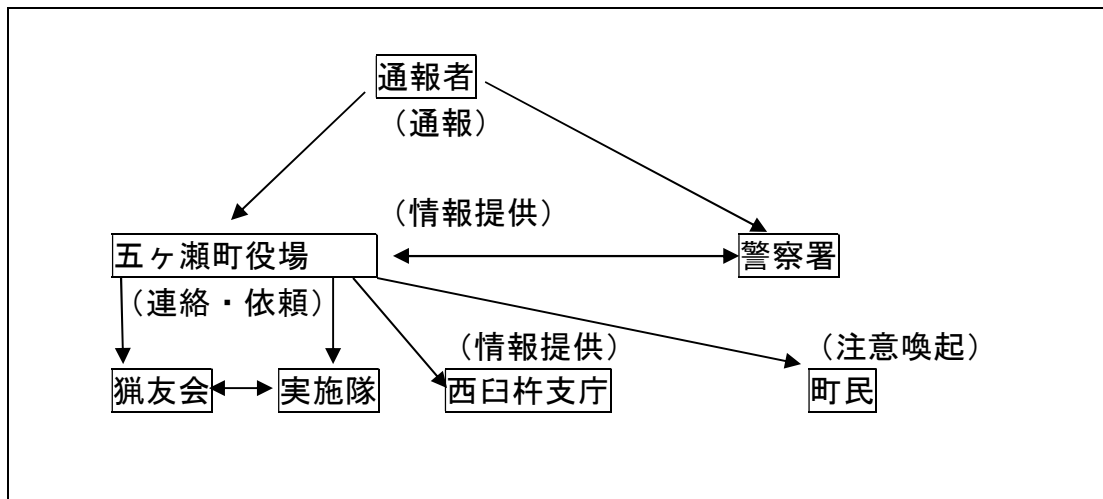
年度	対象鳥獣	取組内容
29	シカ イノシシ カラス サル	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図り、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。
30	シカ イノシシ カラス サル	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図り、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。
31	シカ イノシシ カラス サル	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図り、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西臼杵支庁	被害防止活動の支援
五ヶ瀬町 農林課	・ 関係機関への情報提供及び取集 ・ 町民に対する注意喚起及び被害防止活動支援
高千穂警察署	生命・身体の保護、非難等に関する支援
実施隊	町や猟友会と連携し、捕獲や追払い活動を実施
猟友会	町や猟友会と連携し、捕獲や追払い活動を実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五ヶ瀬町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西臼杵地区猟友会三ヶ所支部 ・ 鞍岡支部	捕獲の実施
西臼杵森林組合五ヶ瀬支所	被害の情報提供、防護対策の指導及び協力
JA高千穂地区五ヶ瀬支所	被害の情報提供、防護対策の指導及び協力
NOSAI西臼杵	農業共済制度における被害状況の提供
五ヶ瀬町農業委員会	施策の立案、対策実施、調査
鳥獣保護管理員	施策の立案、対策実施、調査
五ヶ瀬町農林課	施策の立案、対策実施、調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮崎県西臼杵支庁	対策の実施指導、情報提供
宮崎北部森林管理署	国有林における被害の情報提供、有害捕獲への協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日に町職員5名からなる五ヶ瀬町鳥獣被害対策実施隊を設置。平成29年度に民間隊員を加入予定。活動内容は以下のとおり
・被害防止のための追払いや防護柵等の設置や助言
・対象鳥獣の捕獲
・その他被害防止対策に関すること

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域が一体となった被害防止対策への積極的な取組を推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については基本的に持ち帰り、埋設処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したシカ・イノシシのジビエ等に関する各種情報収集や研修等を行い、有効活用に向けた検討を行う。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林業及び鳥獣被害対策において協力体制をとっている、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町で西臼杵地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設置する。本協議会では、農林業の被害軽減に向けた積極的な情報交換を行い、効果的な被害防止対策に活かす。
